下八箇荘水路憩いの道植栽管理業務委託仕様書

（適用）

第１条　この仕様書は門真市（以下「発注者」という。）が発注する「下八箇荘水路憩いの道植栽管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（届出等）

第２条　受注者は、契約締結後速やかに下記の事項を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

⑴　現場代理人及び主任技術者の経歴書

⑵　作業計画書

⑶　緊急時の連絡先

（委託場所）

第３条　本業務を行う場所は、下記のとおりである。

大阪市鶴見区中茶屋１丁目９番地

（委託期間）

第４条　契約締結日から令和４年 12 月 16 日まで

（支払方法）

第５条　完了払

（業務内容）

第６条　本業務は憩いの道の除草及び高木、中低木本及び寄植低木の剪定を行うものである。

（注意事項）

第７条　当該業務に携わる従事者は言動に充分注意すると共に、現場での苦情に対しては丁重に対応しなければならない。また、服装等についても作業員に相応しい衣服を着用のこと。

２　作業日程をあらかじめ発注者と協議をすること。

３　病害虫による被害のある枝葉で、その生育及び感染して他の樹木の生育に害を及ぼす恐れのあるものは剪定する。

４　樹勢を衰弱させる徒長枝、土用芽、幹吹き、ヤゴ（ヒコバエ）等は剪定し、また対生枝や重枝は原則として互生にする。
５　枝の方向性を考慮し、重ならないように剪定する。
６　樹冠を一定の形に維持もしくは縮小する場合、枝の先端を切り詰めることはせず、長い枝の途中から分かれている短い方を残し、その付け根から切り取ること。強い枝は短く、弱い枝は長くすることを基本とする。
７　枝で先端部が大きいこぶとなっているもの、また割れや腐れ等がある場合は、古枝の途中のよい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端枝を切り取り、若い枝と切り返すものとする。古枝の切り取りは、鋸を使うこと。
８　剪定順序としては、頂上枝から始めて下方枝に進んでいくようにする。
９　剪定枝を落下させる場合は、樹木下の安全を十分に確認すること。
10　歩行者並びに通行車両等には、施工位置を知らせ、危険の安全管理を行うこと。
11　樹種固有の性質に逆らって伸びた枝や乱れ枝は剪定すること。
12　剪定した枝は速やかに集積し、処分すること。
13　業務の内容が確認できる写真を、作業の前中後に同一の場所から写真撮影すること。撮影頻度は路線の起点・中間点・終点とし、中間点は概ね50m毎で管理するものとする。
14　草の刈高は５cm以内とすることとする。
15　刈り取った草及び収集した塵芥は、全て速やかに車両に積込み搬出するものとし、現場内に積み残し又は荷崩れがないよう注意し、その跡を掃き掃除あるいは水洗い等を行い附近住民から臭気、不衛生等の苦情がないよう常に清潔な状態にしておかなければならない。
16　その他、本業務を遂行する上で必要な関係法令を遵守すること。

（業務上の過失）
第８条　受注者は、本業務において、過失により諸問題を発生させた場合、即座に発注者に報告するものとし、またそれに対して誠意をもって対応し解決するものとする。また、解決に伴う費用は全て受注者が負担するものとする。

（報告・検査）
第９条　業務完了後は、以下のものを成果品として速やかに提出すること。
⑴　作業計画書
⑵　写真帳
⑶　廃棄物の処理に関する記録（写真、伝票の写し等）
⑷　その他、発注者が指示した書類

２　業務完了報告書の提出後、検査に合格したときをもって業務完了とする。
３　検査の結果是正事項が発生した場合、受注者は速やかに是正し発注者の再検査を受けること。

（その他）
第 10 条　受注者は、この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者に協議するものとする。
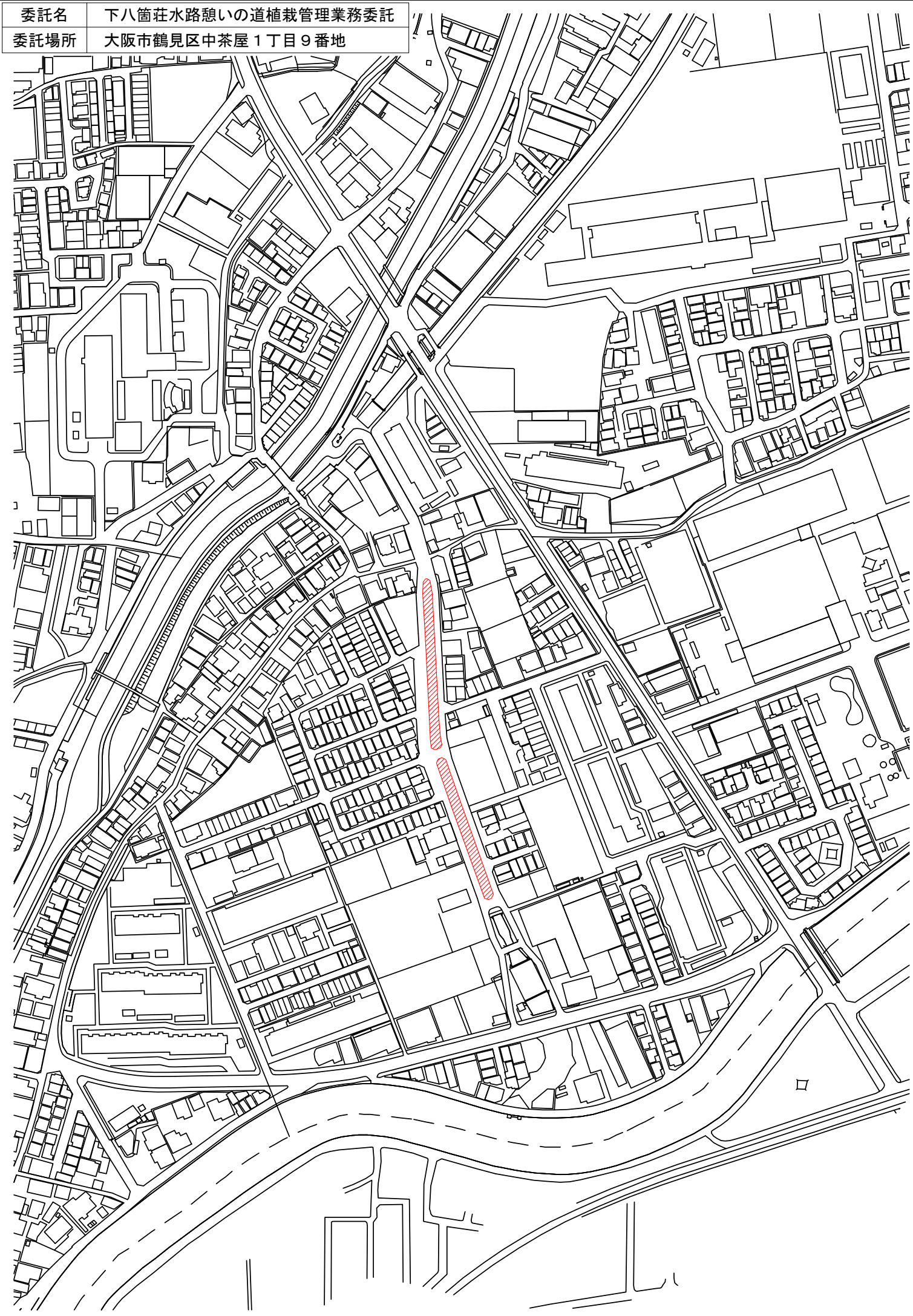
委託名	下八箇荘水路憩いの道植栽管理業務委託
委託場所	大阪市鶴見区中茶屋１丁目９番地